別表七の二付表三　記載要領

この表は、連結法人が法第81条の３第１項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）（法第59条第１項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）の規定により法第81条の３第１項に規定する個別損金額（以下この記載要領において「個別損金額」という。）を計算する場合又は法第59条第２項（震災特例法第25条第１項（被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により個別損金額を計算する場合で法第59条第２項第３号に掲げる場合に該当する場合（租税特別措置法第68条の102の３第１項（中小連結法人の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定の適用を受ける場合を含む。）に限る。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表七の二付表四の表中「

個別所得金額
（別表四の二付表「47の①」）－(7)

」を「

個別所得金額
（（別表四の二付表「46の①」）－(7)）又は（（別表四の二付表「46の①」）－(7)－（（別表四の二付表「46の①」）－(4)）×0.2）

」に改め、同表の記載要領第１号中「あつた場合の欠損金の損金算入の特例」を「ある場合の評価損益等の特例」に、「場合又は同条第３項」を「場合（租税特別措置法第68条の102の３第１項（中小連結法人の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定の適用を受ける場合を含む。）若しくは法第59条第３項」に改め、「個別損金額を計算する場合」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号。以下この号において「平成25年改正法」という。）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この号及び第３号(2)において「平成25年旧法」という。）第59条第２項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）（平成25年改正法第９条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（第３号(2)において「平成25年旧震災特例法」という。）第25条第１項（被災連結法人について債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により個別損金額を計算する場合で平成25年旧法第59条第２項第３号に掲げる場合に該当しない場合」を加え、同第三号を同第四号とし、同第二号の次に次の一号を加える。

3	「個別所得金額 （（別表四の二付表「46の①」）－(7)）又は（（別表四の二付表「46の①」）－(7)－（（別表四の二付表「46の①」）－(4)）×0.2）	(9)　の欄の記載に当たつては、次によること。」

(1)　平成25年４月１日以後に法第59条第２項に規定する事実が生ずる場合、同日以後に租税特別措置法第68条の102の３第１項に規定する政令で定める事実が生ずる場合又は同日以後に震災特例法第25条第１項に規定する政令で定める事実が生ずる場合において、「計(1)＋(2)＋(3)　(4)」の金額が別表四の二付表「46の①」の金額以上であるとき、又は当該連結法人が法第81条の９第８項各号（連結欠損金の繰越し）に掲げる法人に該当する連結親法人若しくは当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人であるときは「又は（（別表四の二付表「46の①」）－(7)－（（別表四の二付表「46の①」）－(4)）×0.2）」を消し、これらのいずれにも該当しないときは「（（別表四の二付表「46の①」）－(7)）又は」を消すこと。

(2)　平成25年４月１日前に平成25年旧法第59条第２項に規定する事実が生じた場合又は同日前に平成25年旧震災特例法第25条第１項各号に掲げる事実が生じた場合（当該事実が生じた連結法人について同日以後に震災特例法第25条第１項に規定する事実が生ずる場合を除く。）にあつては、「又は（（別表四の二付表「46の①」）－(7)－（（別表四の二付表「46の①」）－(4)）×0.2）」を消すこと。

(3)　連結法人が法第81条の３第１項（法第59条第３項の規定により個別損金額を計算する場合に限る。）の規定の適用を受ける場合にあつては、「又は（（別表四の二付表「46の①」）－(7)－（（別表四の二付表「46の①」）－(4)）×0.2）」を消すこと。

別表六(一)の表を次のように改める。